

兵庫地方最低賃金審議会
第1回 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年9月1日（月） 9時55分～11時9分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	千田委員、三上委員
労働者代表委員	小菅委員、坂元委員、須藤委員
使用者代表委員	下岡委員、中崎委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、 山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 おはようございます。 定刻よりは少し早いですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。 ただ今から、第1回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、上林委員、松下委員が御欠出席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議につきましては公開としております。 傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に従い円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。 では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。 審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。 ○岡本労働基準部長 おはようございます。 労働基準部長の岡本でございます。 今日から9月に入りましたがともいつまで続くのかという猛暑で大変暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。そしてまた大変お忙しい中、当専門部会の委員を快くお引き受けいただきましてありがとうございます。	

最低賃金につきましては、皆様御承知のとおり地域別最低賃金とこれから御審議いただく特定最賃、産業別の最低賃金がございます。

地域別最低賃金につきましては、8月8日に前年度から64円引上げて時間額1,116円にするという答申をいただきまして、8月26日異議申立ての審議会が行われその審議において8日の答申どおりと結論をいただいたところでございます。

我々の法令に基づく手続きは終了しておりまして、9月4日に時間額1,116円が官報公示されることが確定しましたので、10月4日から時間額1,116円の地域別最低賃金が発効することとなっております。

このはん用機械につきましては、現在時間額1,087円ということで、10月4日から一旦、地域別最低賃金を下回る状況になりますので、これに御留意いただければと思います。

本日は必要性の御審議をいただくのですが、産業別最低賃金につきましては法令に基づく色々ルールがございます。この後、事務局から説明させていただきますので、そういったことに御留意いただきながら御審議いただければと思います。

そして何よりも特定最賃の審議につきましては、労使のイニシアティブ、主体性を持った審議ということが中央の報告書に謳われているところでございますので、ぜひ労使のイニシアティブを発揮していただき公益委員の先生方のお力添えもいただきながら円滑また、有益な御審議をいただければと思っております。事務局としても審議が確実に履行されるようしっかりと支え、実行して参りたいと思っております。

今年度につきましては、例年より地域別最低賃金の中央の目安賃金というのが長引きました結果、特定最賃の審議につきましても影響が出ております。通常でも非常にタイトな審議日程になるのですけれども、今年につきましても皆様方に日程調整等で御苦労と言いますか御面倒をお掛けすると思いますが、こちらにつきましてもぜひ御理解、御協力をいただきながら本年度の審議を進めていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山中労働基準監督官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もございまして、お手元の第1回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会資料の1ページに添付してあります委員名簿にて、各自御確認をいただくことで代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて、候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするというようにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から、部会長と部会長代理の推薦をよろしく願いいたします。

○千田委員

公益側委員において事前に打合せをしております。

部会長には三上委員を、部会長代理に私、千田を推薦することで調整を終えていますので、この2名を推薦いたします。以上です。

○山中労働基準監督官

ありがとうございます。

ただいま部会長に三上委員、部会長代理に千田委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

ありがとうございます。

異議なしとの声をいただきましたので、部会長に三上委員、部会長代理に千田委員が選出されたものと確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、三上部会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○三上部会長

部会長に選出されました三上です。よろしくお願いします。

慎重審議に努めたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

初めに専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。

労働者側の委員はどなたにされますか。

○小菅委員

はい、小菅です。

○三上部会長

使用者側委員はどなたにされますか。

○下岡委員

松下委員にお願いしますが、本日は私、下岡がやらせていただきます。

○三上部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は、私とそれから小菅委員、松下委員とすることといたします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は、適宜代わりの委員を指名することとし、本日は下岡委員を指名したいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長

それでは、次の議題（２）「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、「改正決定の必要性の有無について」、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、９件の特定最低賃金がございます。

お手元にお配りしています１枚もののカラーのＡ３版の資料「兵庫県の最低賃金」リーフレットを御覧いただきたいと思います。

こちらが、現在の兵庫県の地域別最低賃金とその下の表のところに現在設定されている特定最低賃金を一覧にしたものとなっております。

この真ん中の特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金の１,０５２円を上回る時間額が設定されている６業種を掲載しております。先程９件とお伝えしましたが、残りの３件は、表の下に太字で書いていますとおり、「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」でございまして、こちらはすべて令和６年１０月１日から兵庫県最低賃金１,０５２円が適用されていることとなっております。

また、この特定最賃の表の一番右端の枠に「適用除外する労働者」の欄がございます。それぞれの業種で賄いとか軽易な業務が適用除外となっていること、さらに、その表の下に（注３）（注４）に記載しているとおり、「１８歳未満又は６５歳以上の者」「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」、「雇入れ後６か月未満の者で技能習得中のもの」がそれぞれ適用除外となっている状況でございます。

この9件の特定最賃のうち、今年は7月1日及び4日に7件の特定最低賃金について、労働者側の方から改正の申出をいただいております。専門部会資料の8ページ目を御覧ください。ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を表に取りまとめております。

今回、改正の申出をいただきました7件の特定最低賃金につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断しました。そのうえで7月18日の本審におきまして、各委員の方にそれらの申出について確認を行っていただきました。なお、その本審におきまして、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに、必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという諮問をさせていただいております。

資料の9ページにその諮問文の写しを、10ページにはこの業種の申出書の写しを添付しております。

兵庫県では、令和元年までは本審において各業種を一括して改正の必要性の審議を諮ったうえで、各専門部会において金額審議のみを行ってまいりましたが、令和2年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの委員意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も7月の本審において確認されましたように、昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問と答申、そして、金額をいくにするかという金額改正の諮問と答申のそれぞれ二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっておりますので、その辺りについて説明させていただきます。

専門部会資料の2ページ目に戻っていただきたいと思います。こちらが特定最低賃金にかかる審議の流れ等を分かり易く示した説明資料になります。

まず、その資料の3ページ目を御覧ください。

特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条から第19条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとされております。

その決定につきましては、労使のイニシアティブにより決まり、全国では224件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、9件設定されている状況ではありますが、そのうち本年は7件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、最賃法第16条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと、法律上規定されています。

資料4ページ目を御覧ください。

こちらが地域別最低賃金と特定最低賃金を表にして比較したものとなります。右側が地域別最低賃金、兵庫県においては、現在は時間額1,052円ですが10月4日以降は1,116円となります。この地域別最低賃金は全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフ

ティネットという役割・機能となっております。これに対しまして、左側の特定最低賃金は、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定されているところが異なるところとなっております。

資料5ページ目を御覧ください。

特定最低賃金の決定、改正までのプロセスをフロートにしたものになってございます。

まず、特定最低賃金の審議の流れとしまして、最初に関係労使からの申出を受ける。それを受けて労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになります。本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものです。

この黄色の部分は、昨年実施した月日を記載しておりますので参考にいただければと思います。

なお、資料には付けてございませんが留意点がございますので説明させていただきます。

昭和57年の中央最低賃金審議会答申で、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになります。

しかし、一方、平成14年の中賃の協議会報告におきまして、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされています。ここでは望ましいと表記することにより、全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んで報告されています。

以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性は全会一致が必須であり、その金額決定については全会一致が望ましいとされていることとなります。

また、改正の必要性がありとなった場合には、先程、説明させていただきましたように、最賃法第16条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最低賃金より最低1円以上の引上げが求められてきます。

つまり、今年の場合は先程申しましたとおり、兵庫県最低賃金が10月4日から1,116円となる予定ですので、この特定最低賃金については、改正決定するとなればこの県最賃の1,116円を超えた額で改正決定することが必要となります。

さらにもう一点注意事項がございまして、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正は出来ないとなっております。

具体的には、資料の8ページを再度御覧ください。

この一覧表の件名の左から3つ目のはん用器具製造業等のところの赤文字で表記しております金額が、申出の労働協約の最も低い金額で1,165円となっております。ですので、改正必要性ありとなった場合でも、金額改定の審議はこの1,165円を超えることはできないことになります。

地域別最低賃金を上回らないといけない、労働協約の最下限を超えてはいけないところ、はん用機械器具等の特定最低賃金は 1,117 円から 1,165 円までの範囲で御審議いただくことになろうかと思います。

事務局からの説明は以上です。

○三上部会長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○三上部会長

それでは、兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、事務局から資料説明をさせていただきます。

まず私から、配布させていただいております専門部会資料の中で、経済概況や雇用状況等を中心に説明させていただきます。その後、兵庫労働局において独自で実施しております基礎調査の結果について、事務局の村田からその概要を説明させていただきます。

(以下の資料 33～137 ページについて説明)

資料No.7 一般職業紹介状況（令和 7 年 6 月分）抜粋（兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和 7 年 8 月 1 日発表）

資料No.8 管内金融経済概況（日本銀行神戸支店 2025 年 7 月 18 日）抜粋

資料No.9 毎月勤労統計調査地方調査月報（兵庫県 令和 7 年 5 月）抜粋

資料No.10 兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部 令和 7 年 6 月 18 日公表）抜粋

資料No.11 兵庫県鉱工業指数月報（兵庫県企画部 令和 7 年 5 月速報）抜粋

資料No.12 連合 2025 春季生活闘争 平均賃金方式 第 7 回（最終）回答集計結果（連合 2025 年 7 月 3 日公表）

資料No.13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果（2025 年 6 月 4 日 日本商工会議所・東京商工会議所）

資料No.14 はん用機械器具等製造業関係最低賃金（令和 5、6 年度、全国）

資料No.15 目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

○村田労働基準監督官

賃金室の村田と申します。

私から、基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。

(以下の資料 13～32 ページについて説明)

資料No.6 令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果(特定最賃)

○三上部会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はありますか。

○各委員

(特になし)

○三上部会長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたように、特定最低賃金の改正必要性の有無につきましては、全会一致が原則となります。全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性はなしということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦勞をお掛けいたしますが、よろしく審議をお願いいたします。

それでは、まず、労使それぞれから、兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正の必要性について結論が出たことになり、答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。

最初に、労使双方それぞれで意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員

はい。

○三上部会長

では、別室にて10分から15分程度でお願いします。

(労使委員それぞれで打合せ)

○三上部会長

それでは、審議を再開いたします。

まず、改正の申出をされた労働者側委員から、金額改正の必要性に関する考え方をお聞きしたいと思います。

それではよろしくお願いいたします。

○坂元委員

労働者側委員の坂元です。

私の方から、必要性に対する考え方を述べさせていただきます。

昨年は、他の特定最賃が結審している状況での金額審議となりました。そのもとで労使にて真摯に議論したものの結果としましては、地域別最低賃金のプラス1円のプラス52円での採決となり、全会一致での結審には至りませんでした。

今年度についても、はん用の金額改正の必要性について主張させていただきます。

まず、2025年度地域別最低賃金の改正において、兵庫県でプラス64円、1,116円の改正が示されました。当該産業に継続して優秀な人材を確保し、技術・技能を確実に伝承していくためにも、特定最賃の引上げによる地賃との優位性の確保、これが必要です。

兵庫県における神戸市消費者物価指数については前年同月比3.6%の上昇で、41か月連続で前年同月比を上回っている状況にあります。これは、労働者の生活に直結するものであり特に特定最賃が適用されている非正規雇用労働者や未組織労働者は一定程度の特定最賃の引上げがなければ生活が立ち行かない懸念もあります。

2025年春闘における兵庫県の製造業の賃上げ率につきましては、組合員平均5.18%、300人未満では5.24%と歴史的な賃上げとなった昨年をも上回る結果となりました。本年の春闘について連合は、企業の持続的成長、日本全体の生産性向上につながる人への投資の重要性について、中長期視点を持って粘り強く真摯に労使交渉した結果であるとしており、労使で答えを出してきたこの賃上げの流れを、当該産業に関わる非正規雇用労働者や未組織労働者へ波及させなければなりません。

また、人材の観点では、生産年齢人口が減少していくなか、各産業において人材確保に苦慮している状況にあります。当該産業は県内の特定最賃の中でも4番目に位置しており、優秀な人材を確保・定着させるためには、地賃や他業種の特定最賃と比較して、より高い水準であることが求められます。加えまして、近隣府県である大阪府のはん用機械との差は、昨年度さらに5円広がり、現在40円に拡大している状況で、地域間格差を埋め、働き手の流出を防止する必要もあります。

これらの状況を勘案するとともに、当該産業労使がイニシアティブを発揮してその産業に相応しい水準を設定する特定最低賃金の主旨を踏まえると、本年のはん用機械器具等製造業の最低賃金改正についても、必要性ありが妥当であるとの判断に至りました。

以上です。

○三上部会長

はい、ありがとうございました。

それでは次に使用者側委員からお願いします。

○下岡委員

使用者側の見解を申し上げます。

景気は緩やかに回復していると言われるものの、企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、原材料をはじめとする各種コストの継続的な上昇や、不安定な国際情勢、米国の関税政策の影響などにより先行きが不透明な状況が続いております。

2025 年上半期の企業倒産件数は 3 年連続で増加し 12 年ぶりに 5,000 件を超えています。中でも販売不振による不況型倒産が約 8 割を占めているとのデータもあり。長引く不況に耐えられる体力のない企業が倒産に追い込まれてきていると推測できます。

兵庫においても昨年より倒産件数が増加しており、このような状況下での特定最賃の見直しにおいては慎重な判断が求められます。

しかしながら、2020 年代に全国平均で 1,500 円となることを目指す政府目標や中央審議会が出された引上げ額の目安 B ランク 63 円と、それを受けた兵庫県の地賃引上げ額 64 円というこれまでにない大幅な引上げの動向から、雇用環境、所得環境の改善による経済の回復、賃上げ政策こそが成長戦略の要とする「骨太の方針 2025」を斟酌することにも必要と考えました。また、はん用機械器具等製造業は景気の影響を受けやすい業種であり、適用労働者数も多いことから、特定最賃について金額改正の必要性ありとせざるを得ないと判断いたします。

ただし、その引上げ額につきましては、未満率、影響率を考慮したうえで、根拠をしっかりと説明できるよう算定すべきであり丁寧な審議が必要と考えております。

以上です。

○三上部会長

はい、ありがとうございました。

労使双方よりそれぞれのお考えをお聞きました。

必要性につきましては、それぞれの立場、考え方がありますが、必要性ありということで一致したと思います。ということで、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。

7 月 15 日の本審でも、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することを議決しておりますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県はん用機械器具等製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することに御異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至った。ということを確認いたしました。

それでは事務局は、この最低賃金については改正決定することを必要と認める。との専門部会報告及び答申文についてそれぞれの案の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、「報告文」案を作成。)

○三上部会長

それでは、報告文案の確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい。

令和7年9月1日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県はん用機械器具製造業、
生産用機械器具製造業、業務用
機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 三上喜美男

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年7月18日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 上林憲雄、千田直毅、三上喜美男
労働者代表委員 小菅梨絵、坂元隆一、須藤良仁
使用者代表委員 下岡 隆、中崎芳喜、松下田佳子

以上です。

○三上部会長

ただ今、読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

はい。

○三上部会長

ありがとうございます。

それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文といたします。

続きまして、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行いたいと思います。

○安積賃金室長

準備させていただきます。

(事務局「答申文」案を作成。)

○三上部会長

それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい。

令和7年9月1日

兵庫労働局長

金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○三上部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○三上部会長

それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することといたします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長

準備させていただきます。

(事務局 答申文を作成。)

(三上部会長から岡本労働基準部長に答申文を手交。)

○岡本労働基準部長

ありがとうございました。

○三上部会長

続いて、議題(3)「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ありますでしょうか。

○安積賃金室長

はい、今後の流れについて簡単に説明させていただきます。

本日、改正必要性ありの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後15日間行うこととなります。

そのため、次回の審議日程についてですが、次回は9月26日、金曜日、午前10時か

らでお願いいたします。

また、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断を併せてお願いいたします。

○三上部会長

では、次回は9月26日、金曜日、午前10時からの開催といたします。よろしくお願いいたします。

次回は金額審議となりますが、一昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開したいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○三上部会長

特に異議もなしということですので、その予定で今後進めていくことといたします。その他、何か御意見等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○三上部会長

特にありませんか。

それでは、本日の審議はこれで終わりたいと思います。

御苦勞様でございました。

○各委員

ありがとうございました。

三上 喜美男

小菅 梨絵

下岡 隆